

令和3年6月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和3年6月10日 午後3時01分
第一委員会室

2 閉会日時 令和3年6月10日 午後3時55分

3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	中野 喬輔	澁田 正明	渡 孝志
矢野 博昭	安武 泰正	安武 昇	宮本 重和
青谷 富彦	木村 一壽	長崎 隆児	原 月江
高原多恵子	阿部 茂典	渋谷 健一	渡 健一郎
安武 正一	青柳 茂	井上 英二	

(2)欠席者

篠崎 正信

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
係	松尾翔太郎
係	高原 康裕
係	大渡貴美子

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条(委員会)

議案第2号 農地法第5条(知事)

議案第3号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)

議案第4号 古賀市農業委員会新規就農申請者取扱基準に基づく新規就農者の認定について

午後 3 時 01 分開会

○事務局長（■■■■君） 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、令和 3 年 6 月定例農業委員会を開会させていただきます前に、出席の確認をさせていただきます。本日の欠席委員は、■■■■委員から欠席の連絡をいただいております、19 名であります。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。古賀市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行については、■■■■、よろしくお願いいたします。

○議長（■■■■君） こんにちは。今日はちょっと変則で、現地視察は諸事情で取りやめでございます。おかしいなと思われた方もおられると思いますけど、コロナの関係でもしも皆さんに何かあったらいかんということで取りやめをしております。

では、本日は大変暑い中、また、農繁期の忙しい中、そして、またコロナの猛威が振るっている中にこういった出席をしていただきまして本当にありがとうございます。残すところあと 1 か月半ということですが、慎重に審議していただくようよろしくお願いいたします。

では、ただいまから令和 3 年第 6 回古賀市農業委員会定例総会を開催いたします。

○議長（■■■■君） 本日の議事録署名人は、■■■■委員と■■■■委員さんでお願いいたします。

○議長（■■■■君） では、議案に入らせてもらいます。

日程 1、議案第 1 号農地法第 3 条の許可申請について。申請番号 6 の 6。事務局、説明をお願いいたします。

○係（■■■■君） 議案第 1 号農地法第 3 条の許可申請、申請番号 6 の 6 について説明いたします。

今回の申請の申請地は共有名義となっております、申請人が申請地の持ち分を贈与により所有権を移転し、農地として使用していくという内容です。

譲受人は年齢 53 歳で、古賀市内において農業をされている方です。

農業従事年数は約 20 年と伺っております。

現在の農業経営状況は、御家族とともに、水稻、野菜の生産をされております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の 2 ページ目を御覧ください。

今回の申請地は、大根川の隣地、古賀ゴルフクラブの対側地に位置している斜線部の 1 筆でございます。

今後の申請地における営農計画といたしましては、本申請地は共有名義でありまして譲受人も共有名義を持っており、それまで譲受人が耕作をされておりましたことから、引き続き畑として露地野菜等の作付を行っていきたいということです。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は1万185m²で、本申請地はこれまで耕作を行ってきたことから、所有権の移転を行っても耕作面積の変更はなく、50a要件を満たしております。

併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理しております。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら。これは身内かな。贈与ですから何もないと思いますが。採決を取らせてもらってもよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（■■■■君） では、申請番号6の6、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（■■■■君） ありがとうございます。

続きまして、同じく議案第1号農地法第3条の許可申請、申請番号6の7、事務局、説明をお願いします。

○係（■■■■君） 農地法第3条の許可申請、申請番号6の7について説明いたします。

今回の申請は、申請人が申請地を売買により所有権を移転し、農地として使用していくという内容です。

譲受人は年齢78歳で、古賀市内において農業をされている方です。

農業従事年数は約8年と伺っております。

現在の農業経営状況は、ブロッコリー、ジャガイモ、スイートコーンの生産をされているとのこと。

申請者の所有する農機具としましては、田植え機、刈払機等を所有されているとのこと。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の3ページ目を御覧ください。

今回の申請地は、古賀市浄水場の東側に位置している斜線部の1筆でございます。

今後の申請地における営農計画といたしましては、ブロッコリーの生産を行っていききたいとのこと。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は1,877m²ですが、議案第3号の利用権設定の申請もあっており、その分の借入地を合わせますと5,657m²となります。今回の申請地690m²を合計すると6,266m²となり、50a要件を満たしております。

併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理しております。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら。何かないですか。なければ採決にいかせてもらってようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（■■■■君） では、農地法第3条の許可申請、申請番号6の7、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（■■■■君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（■■■■君） 続きまして、日程2、議案第2号農地法第5条の許可申請、申請番号6の4、事務局、説明をお願いします。

○係（■■■■君） それでは、議案第2号農地法第5条の申請、申請番号6の4について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請より賃貸借を行い、駐車場に転用するといった内容でございます。

申請人、申請地につきましては、記載のとおりとなっております。

位置図の説明をいたします。議案書の5ページをお開きください。

申請地は、葉王寺公民館の北西に位置する斜線部1筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、東、西、北を宅地で分断されており、南には農地の広がりがありますが、広がり10ha未満であることから、第2種農地であると判断をしております。

次に、現地の状況を説明いたします。別紙でつけております議案第2号別紙、現地確認写真を御覧ください。

現地確認写真1ページを開いていただきまして、こちらには申請番号6の4の写真撮影位置を示しております。1番から3番まで3か所撮影をしております。

1ページめくっていただきまして、2ページ、写真番号1番、こちらには申請地南端から中央

部を見て撮影をしております。

2番目、写真番号2番、3ページに移りますけれども、こちらの撮影位置は、後ほど計画の中で説明をいたしますけれども、敷地の中に入り口を設ける位置から中心部をのぞいて撮影をしております。

4ページに移ります。写真3番、こちらは申請地の西側から申請地を見て撮影をしているところになります。こちら、既設の雨水ますのところに丸囲みをしております。

現地の写真の説明は以上です。

それでは、議案の説明に戻ります。

6ページ、7ページをお願いいたします。6ページが現況図、7ページが計画図となっております。

計画では、図面の南側である市道より乗り入れを行うものとしており、敷地の中に整備関係車両と普通自動車40台分の駐車場を設置するものとなっております。

次に、雨水、雑排水関係について説明をさせていただきます。

雨水につきまして、浸透排水のほか、敷地入り口にグレーチングつき側溝、南西側に雨水樹を設け、敷地外にあります既設雨水ますに接続をすることとしております。

また、駐車場のみの計画となっておりますから、汚水、雑排水の排水はありません。

次に、盛土、切土について説明をいたします。

8ページを御覧ください。

本計画では、水勾配の確保のため、最大で30cm程度の盛土を行う計画となっております。また、東側の水路との境界については、ブロック積みで土止めを行うこととしております。

最後に地元水利関係承諾書につきまして御説明させていただきます。

地元からは、令和3年5月21日付で車両の入庫作業における路上駐車はしないこと、車両から発生する油類の管理を徹底すること、申請地を囲むあぜ道は定期的に除草すること、その他周辺地域の環境に十分配慮し、近隣住民に迷惑をかけないことの4つを条件として承諾書の提出がっております。

併せまして、区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら、はい、どうぞ。

○委員（ 君） ただいま事務局より説明がありましたけれども、これにつきまして補足させていただきます。

5月20日に開発委員会を開きました。

条件に付きましては、先ほど説明がありました4つの条件を付しておりました。

水利委員長の署名捺印については営農上問題ないということで承諾しております。

以上、補足をさせていただきます。協議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かないですか。なければ、採決してようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、農地法第5条の申請番号6の4、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく農地法第5条の許可申請、申請番号6の5、事務局、説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、農地法第5条の許可申請、申請番号6の5について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請より使用貸借を行い、資材置場に転用するといった内容でございます。

現地の状態は、既に事業用地として使用されている状態が続いておりますが、農地法の許可申請を怠ってしまい反省しているという旨の始末書も併せて提出をされております。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりとなっております。

位置図の説明をいたします。議案書9ページをお開きください。

申請地は、大塚交差点の南東に位置する斜線部1筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、東、西を宅地、雑種地で分断されており、南、北には農地の広がりがありますが、広がり10ha未満であることから、第2種農地であると判断をしております。

次に、現地の状況について説明をさせていただきます。別冊の現地確認写真のほうを御覧ください。ページは5ページをお開きください。

中に記載しておりますけれども、①、②の2枚を添付させていただいております。

6ページを御覧ください。

こちらは隣地から申請地全体を撮影したものとなっております。

7ページを御覧ください。

写真番号2番、写真に赤の網かけの表示をしておりますところが申請地となっております。

現地の説明については以上となります。

それでは、議案の説明に移らせていただきます。

議案10ページ、11ページをお願いいたします。10ページが現況図、11ページが計画図となっております。

計画では、敷地内に鉄くず等の資材を配置するものとなっております。

次に、雨水、雑排水関係について説明をさせていただきます。

雨水につきまして、浸透排水のほか、既設の雨水排水ますにより排水をすることとしております。また、汚水、雑排水の排水はありません。

最後に地元水利承諾書につきまして御説明させていただきます。

地元からは、令和3年5月7日付で承諾書の提出がっております。

併せまして、区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理しております。

説明は以上であります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。

ただいま事務局説明が終わりました。何かありましたら。

私が地域の担当なんですけど、ここ、もともと、隣のアパート、奥も田んぼだったときに転用したときに、間違っってこの部分が漏れていたということで、それが分かったもんですから、こういう状況になっております。本来なら非農地証明でしょうけど、状況的に非農地証明の審議が難しいと思いましたが、こういう状況で上げさせてもらっています。よろしく審議お願いいたします。

ほかにないですか。なければ採決を取らせてもらってようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（■■■■君） では、農地法第5条の申請番号6の5に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（■■■■君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく農地法第5条の許可申請の申請番号6の6、事務局、説明をお願いいたします。

○係（■■■■君） 農地法第5条の許可申請、申請番号6の6について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請より売買を行い、従業員用の駐車場に転用するといった内容でございます。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりとなっております。

位置図の説明をいたします。議案書12ページをお開きください。

申請地は、大塚交差点の北西部に位置する斜線部1筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、西、南を宅地、雑種地で分断されておりますが、東、北には農地の広がりがあり、広がり10haを超えていることから、第1種農地であるというふうに判断をしております。しかしながら、申請地南側には相当数の宅地がありますことから、集落であるというふうに考えております。集落内に申請人が会社を持っておりますので、その事業のために必要なものということで、集落接続ということで例外的に転用が可能であるというふうに判断をしております。

次に、現地の状況について説明をさせていただきます。現地確認写真のほうを御覧ください。ページは8ページからになります。

8ページに写真撮影の位置図ということで、位置図をつけております。1から3番まで3か所撮影をしております。

9ページをお開きください。

写真番号1番、こちらは申請地東側から申請地中央部分に向けて撮影をしたものとなっております。

続きまして、10ページをお開きください。

こちらは申請地西側から中央部分に向けて撮影をしたものとなっております。

11ページを御覧ください。

こちらは既設の雨水ますを撮影したものとなっております。

現地の状態については以上となります。

それでは、議案の説明に移らせていただきます。

13ページ、14ページをお開きください。13ページが現況図となっております。14ページに計画図と記載しております。

計画では、図面の南側にある市道より乗入を行うものとしておりまして、敷地内に従業員通勤用の普通自動車4台分の駐車場を設置するものとなっております。

次に、雨水、雑排水関係について説明をさせていただきます。

雨水につきまして、浸透排水のほか、既設の雨水排水ますより排水をすることとしております。また、汚水、雑排水の排水はありません。

最後に地元水利承諾書につきまして御説明させていただきます。

地元からは、令和3年5月1日付で承諾書の提出がっております。

併せまして、区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理しております。

説明は以上であります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局説明が終わりました。何かありましたら。

地域委員として、ひとつ説明させてもらいます。

この土地は、調べたところ、昭和48年に売買は一応済んでいました。当時、よく売買できたと思うんですが、もともとここは状態が悪い田んぼで、利用する価値がなかったというのもあって、谷山としては、当時のごみ捨て場ちゅう感じでやっけていまして、埋め立てをしたという状況の中の農地でございます。

ほかにはないですか。なければ採決を取らせてもらってようございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、農地法第5条の申請番号6の6に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、日程3、議案第3号基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）。申請番号6の14から6の21まで続けて説明をお願いいたします。

○係（ 君） 議案第3号について御説明をいたします。

農業経営基盤促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を受けて、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

今回、新規で8件の利用権の設定の申出がっております。

それでは、議案について御説明いたします。

16ページ、申請番号6の14、所在、筵内荒木、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積1,127m²。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年8月1日から令和8年1月31日までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号6の15、所在、薬王寺林添及び麦尾、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が5筆、合計面積3,186m²。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年8月1日から令和8年1月31日までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号6の16、所在、筵内小路及び蔵園、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が2筆、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が1筆、合計3筆、合計面積3,780m²。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年6月11日から令和4年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号6の17、所在、筵内三郎丸、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、合計面積775m²。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年6月11日から令和6年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、18ページ、申請番号6の18、所在、久保田中田、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積2,310m²。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年6月11日から令和5年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、19ページ、申請番号6の19、所在、筵内箱田及び久保堀田、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が6筆、合計面積5,977m²。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年6月11日から令和5年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、20ページ、申請番号6の20、所在、筵内箱田、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が3筆、合計面積2,359m²。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年6月11日から令和6年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号6の21、所在、久保蓮町、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が11筆、合計面積4,003.10m²。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年6月11日から令和6年12月末までの貸し借りとなっております。

なお、16ページの申請番号6の14、6の15につきましては、農地中間管理事業を活用した貸し借りとなっております。

最後に、新規の利用権設定につきまして全て区域委員の皆様からの署名捺印をいただいておりますことから、審議にて受理しております。御審議のほどお願いいたします。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら、どうぞ。

○副会長（■■■■君） 6の14と6の15の中間管理機構の分なんですけど、これは使用料ゼロというのは何か意味があるんですか。

○係（■■■■君） そうですね。一応、予想、マッチングについて、名前としては中間管理機構に一旦預けるということにはなっているんですけども、実際は、もう貸し手と借り手さんがある程度決まっていますという場合もあって、今回はその場合に該当して、その場合でもゼロ円という話がついているので、今回はゼロ円だと上がっているところが実情でございます。

○副会長（■■■■君） 中間管理機構の仲裁で貸し借りができたのではなく、最初からできとったわけ。できとって、中間管理機構に通したということ。

○係（■■■■君） そうですね。そういう場合もあって、今回の場合はそういう。

○副会長（■■■■君） これは何かメリットがある。

○係（■■■■君） そうですね。一応、制度上といたしましては、いろんなJAからの融資で

あったり、補助事業であったりという要件の中に中間管理事業を通じて貸し借りをすることとか、そういったことがありますので、今回の案件につきましては、そういった事業を活用するための申請というふうになっております。

○係長（██████君） 国のほうとしても、中間管理機構という機構があるということをもまず農家の皆さんに知っていただいて、ここだけではなくいろいろな活用をしていただきたいということもありますので、ためしに1回通してみても、それで使っていただくというメリットもございますし、もう一つメリットとしましては、中間管理機構を通じますと、たくさんの借地がある場合、中間管理機構を通しての貸し借りになりますので、借り手のほうも中間管理機構が一括して賃料を、お金を支払うことができまして、貸し手のほうも中間管理機構に一括して賃料を受け取れる、こういった手間を省くことができるという、こういったメリットなんかはあります。

○副会長（██████君） 今回の場合は賃料はゼロですね。それ以外のメリットを分かっていたから、こういうふうな貸し借りをしたということなんですか。

○係長（██████君） 今回の申請につきましては、補助事業の要件等、こういったメリットもございますので、こういったメリットを受けるために中間管理機構を通じた貸し借りとなっております。

○副会長（██████君） それは、農家の方は皆分かっているんですか。こういうメリットがあるという。

○係長（██████君） 一応、前々回の農業委員会だよりのほうに中間管理機構を通じた貸し借りを御利用いただけませんかという、こういう御紹介をさせていただいております。また、具体的に、こういった補助事業を活用したいとか、御不安があったときに要件としてこういったものがあるという、こういった御案内はさせていただいております。

○副会長（██████君） 分かりました。

○委員（██████君） 売買も中間管理機構を通してできるんですか。

○係長（██████君） 売買のほうも中間管理機構を使うことによって行うこともできます。

○委員（██████君） そのときのメリットは何があるんですか。

○係長（██████君） メリットとしましては、税金の控除の対象になっています。

○委員（██████君） あっせんみたいな控除が受けられる。

○係長（██████君） 以前でしたら農業委員会を通じたあっせんだけだったんですけども、現在は中間管理機構を通じた売買でもできる、こういった売買にかかる税金の控除が受けられるような仕組みになっております。

○委員（██████君） 登記料なんかも。

○係長（██████君） 登記についても減免の措置がございますし、また、登記の手続きについ

ても、中間管理機構が手伝ってくれるというメリットもございます。

- 委員（██████君） 今、こう出ているように市民から中間管理機構が受けますよね。これは把握できるんですけど、中間管理機構から誰に貸す、担い手になるのかどうかちょっと分かりませんが、それは全然出てこないんですか。
- 係長（██████君） 一応、農業委員会から貸付けの決定が出た場合、そのあと中間管理機構にそのことを通知しまして、大体2か月後くらいの農業委員会で報告として、中間管理機構がこの人に貸すことを決めましたということで、議案の報告で上げさせていただいています。
- 委員（██████君） いつもそこで出るとかいね。
- 係長（██████君） はい。
- 委員（██████君） 分かりました。
- 副会長（██████君） ただいまの中間管理機構というのは、さっきの幹旋事業とは違うんですか。幹旋事業ならばかなり規制が厳しかったから、中間管理機構に出すとそれがなくなるわけ。同じ条件。
- 係長（██████君） やり方としては、通常のアッセン事業のやり方であっせん協議会を開いてやるというのもあるんですけども、中間管理機構の場合、幹旋協議会を開いて幹旋される、相手方を決めてそのあとに中間管理機構を使うという、こういったやり方もございます。
- 委員（██████君） それと、地元で中間管理機構を使った、前にあったんですけども、地元の農業委員さんには全然連絡がないんですね。全部あとから報告で、中間管理機構を通して売買を行いましたと農業委員会で報告を受けたんですけど。
- 副会長（██████君） それはおかしいよな。
- 係長（██████君） 売買は恐らく行われていないです。
- 委員（██████君） 誰のものになったか全然知らなくて、あとで報告を受けたから、農業委員会で聞いて初めて分かったんです。その方が、適正な方であればいいんですけど、全然、知らずにあとで気がついたんです。前にそういうのがあったんですけど。
- 係長（██████君） 時期として、いつぐらいのお話ですか。
- ちょっと最近では、中間管理機構を通した売買というのは、私がいる間には行われていないので、ちょっとわかりませんが。
- 中間管理機構、制度がまだちょっと分かりづらいという部分もあるかと思いますが、ちょっと時期が中途半端だと思いますけども、農業委員会さん向けの勉強会なり、そういったものもちょっと検討していきたいと思います。
- 議長（██████君） それがいいと思う。
- ほか、ないですか。

○委員（██████君） 利用目的と賃借料がでてるんですけども、通常、10アールあたりいくらというのは分かりやすいんですけど、特に18ページの2万円という方なんですけど、これは、多分2,310m²に対する賃料が2万円と思うんですけども、例えば集計をしてデータ化するとき、全体で幾らとか、反で幾らとか、いろいろ見たら統計がしづらいですよ。

次の19ページも5,977m²に対して玄米5俵だと思うんですけど、これも金額で出すとか、玄米のその年の要するに平均を出してそれで割って賃料に変換する。そうすれば、例えば統計出すときに、非常に計算しやすい。これでは全く把握ができない。

できれば申請のときに、10a当たり幾らというふうにされたほうが日常的な管理とかしやすくなる。

○係（██████君） 御指摘ありがとうございます。一応、ここで載せさせてもらっているのが、申請書に記載されたままの金額で、10a当たりでって書かれている方もいらっしゃるけど、もう今回のように全部で2万円と記載されている場合もありまして、ただ、集計の場合は、確かに、今、委員がおっしゃっていたように、玄米価格で換算しているというふうに私たちもさせていただこうと思いますので、今後、検討させていただこうと思います。

○議長（██████君） ほかにないですか。どうぞ。

○副会長（██████君） 申請番号6の7の受取人の方と17ページの申請番号6の16の受取人の方、1ページのほうを見ると、利用権設定された後の経営面積になっているんですけども、これは6月11日からの貸し借り開始ということですが、6の7の場合、これは50a要件を満たしているということになるんですか。

○係長（██████君） 6の7については3条になりますので、50a要件を満たしていないといけないということがございます。

6の7、50a要件につきましては、50aを満たす見込みがあるということでこのような形で書かせていただいております。6の16については、また、現在の状況というふうに書かせていただいております。書き方については御検討させていただきたいと思います。

○議長（██████君） ほかはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（██████君） 議案3号の件に関して、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（██████君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（██████君） 続きまして、日程4、議案第4号古賀市農業委員会新規就農申請者取扱

基準に基づく新規就農者の認定について、申請番号4の1と4の2、続けてお願いいたします。

○係（ 君）では、議案第4号の4の1と4の2について御説明いたします。

まずは議案書22ページと、別冊資料で右上に議案第4号別紙と書かせてもらっている分を御覧ください。

議案第4号につきましては、1ページから4ページまでが申請番号4の1の方の申請内容、4の2については、5ページから8ページまでの申請内容で、最後、9ページ、10ページに古賀市農業委員会新規就農申請者取扱基準を添付させていただいております。

こちらを御覧になりながら議案説明のほうを見ていただけたらと思います。

では、当申請者、4の1号、4の2号につきましては、農業委員会への新規就農申請を申請していることから、今回、新規就農申請者取扱基準に基づいて議案上程いたしました。

なお、この2人につきましては、令和3年3月17日に開催されました青年等就農計画認定審査会にて、JA、普及センター、市の職員と農業委員会からは 委員、 委員、 委員に審査をいただいたことに基づいて、古賀市の新規就農者として認定を受けているところです。

通常は、農業委員会への新規就農申請を先に行うことが必要となっておりますが、今回、事務局の案内が至らなかったこともあり、通常とは逆の流れとなっておりますことをおわび申し上げます。

それでは、22ページ、議案第4号、4の1号につきまして説明いたします。

申請者は記載のとおりで、年齢41歳、申請内容も記載のとおりですが、平成31年3月に就農され、現在までイチゴの施設栽培を行われております。

現在は筵内の農地で営農されていますが、本年1月から8月までの間に薬王寺の用地にビニールハウスを建設し、営農を移転される予定です。

10年後の目標といたしましては、常時雇用就農者を増やし法人化を目指されたいとのことです。

別紙資料の4ページを御覧ください。こちらが4の1号の方の就農予定地となっております。薬王寺温泉入口交差点の南西側に位置するとなっております。

続きまして、4の2号につきまして御説明いたします。こちらは議案の23ページに戻っていただき、申請書は記載のとおりで、年齢33歳、本年7月から8月に薬王寺の農地にてビニールハウスを建設し、イチゴの施設栽培を行われる予定です。

こちらの方は、技術研修につきましては、令和2年4月から現在まで市内の指導農業者の下で技術教習を熱心に受けられております。

10年後の目標といたしましては、安定した生産技術を習得し、夫婦での経営を目指されたい

と伺っております。

こちらの別冊資料の8ページを御覧ください。同じく就農予定地を記載させていただいております。こちらの薬王寺の温泉入口交差点からすぐ西の農地となっております。

説明については以上になりますが、古賀市農業委員の皆様におかれましては、申請者の新規就農定着の発展に向け、温かい御支援のほどをお願いいたします。御審議のほどをお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら。はい、どうぞ。

○委員（ 君） これは両方とも借地ですか。ハウスを建てられるようですが。

○係（ 君） 申請番号4の1の方については借地で、4の2の方につきましては、親族がやっている農地を無償で借りて建てられるということを伺っております。

○委員（ 君） 借地契約したらいいですね。

○係（ 君） 一応、昨年の秋ごろに利用権設定で契約をさせてもらっています。

○委員（ 君） ハウスを建設するとか、かなり長期の契約になるのでは。

○係（ 君） そのように申請が上がって、承認を受けているところでございます。

○議長（ 君） 新規就農ですから、古賀としても応援をいたしまして、成功してもらおうと助かると思います。皆様方のお力添えをお願いいたします。

○委員（ 君） 資金計画書出ているんですけども、2年目のイチゴが支出を入れずに1,700万円。

それと地代ですけども、就農1年目が40万円、就農2年目が20万円、就農3年目が12万円、何かよく分からないんです。行政のほうでちゃんと審査されているんですか。

○係（ 君） 一応、こちらにつきましては、行政の支援を受けてやっております。元となった青年等就農計画では、JAからの資格認定を受けておるところなんですけれども、年度によって地代等が違ってくるのは、年度の途中から始めた関係と、あとは、移転をされる関係で、途中でこちらの方、農地を筵内から薬王寺に移転される関係で、地代の金額も変わっているところでもあります。

○委員（ 君） 就農1年目というのは、2か所でやるから地代が高い。

○係（ 君） もともと最初に契約されてあった筵内の農地の地代が高くて、新しく移るほうは地代はそう高くないというふうには伺っております。

○委員（ 君） 要するに、筵内の契約をしなかった。

○係（ 君） 今現在までは筵内ですとされておりまして。令和3年度、今回で言うと就農3年目のところで、もう筵内は解約して薬王寺に移るということで。

○委員（ 君） 就農3年目というのは、来年ということですか。

○係（██████君） この方、31年に就農になりますので、就農3年目は今年度、令和3年に
なります。

○委員（██████君） だから、就農1年目で1,150万円、これは収入は実績とい
うこと。

○係（██████君） そうです。実績ベースで書いていただいています。

○委員（██████君） 実績であって、薬王寺に行くときは、要するに3年目なんだけ
ども1,500万円ですと、そういうことでいいですか。

○係（██████君） はい。

○委員（██████君） 過去のやつも出してもらうんですね。これまで全くされていな
い方は、1年目ということですよ。

○係（██████君） そうです。

○委員（██████君） この方は、前やられていたんで、実績がその後、1年目、2年
目で過去形のやつがここにきている。

○係（██████君） そうなります。ちょっと分かりにくくて申しわけないんですけども。

○委員（██████君） そこを書いておかんと分からんよね。

○係（██████君） 補足になりますが、本人さんは6月3日行われました事前審査会にて役員
の皆様方に面接等を行っていただいておりますので、応援をお願いいたします。

○議長（██████君） ほかはないですか。

○委員（██████君） 私、たまたまテレビを見よったら、古賀市の農業者が出ていた、
トマトか、ミニトマトか。この方は新規就農者だろうと思いますが、新規就農者の申請をされた
方なんですか。

○係（██████君） そちらも、恐らく新規就農者なんですけど、そちらの方は平成30年度に
古賀市の農業委員会のこちらの審査も受けていただいているところでございます。

そして、新規就農者としてがんばっている農家さんになります。

○委員（██████君） 分かりました。

○議長（██████君） ほかにないですか。なければ採決を取らせてもらってよかでございます
でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（██████君） では、議案第4号の1番と2番、合わせて。別で取ったほうがいいです
か。合わせていいですか。

では、議案第4の1、議案第4の2に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたし
ます。

[賛成者挙手12/12名]

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。

これにて議事を終了します。

午後 3 時55分閉会
